2013年10月18日 298号

共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX5842-5620) http://www.kyodo-center.jp mail: move@zenroren.gr.jp

秘密保護法 臨時国会提出へ、自民と公明が大筋合意

16 日、安倍政権・自民党と公明党が特定秘密保護法案の修正案で大筋合意しました。安倍政権は公明党の要求に沿って、「知る権利」「取材の自由」を明記。取材活動を「著しく違法・不当でない限り、正当な業務行為と位置づける」との趣旨の文言を盛り込むとしています。公明党は「知る権利」が担保されるとして法案の了承手続きに入り、政権は来週にも法案を閣議決定・国会提出する見通しです。

新聞報道によると、礒崎陽輔首相補佐官と公明党の大口善徳プロジェクトチーム座長が 16 日夜、国会内で会談。政権側は、正当な取材活動を保障する趣旨の文言を盛り込むことにして、公明党も「譲れない部分を受け入れてもらった」(幹部)と判断したとのことです。礒崎氏は会談後、「基本的な部分は合意した」と記者団に語っています。

自民党は9日に同法案の政府原案を大筋で了承しています。公明党は10日、(1)「国民の知る権利に



資する報道・取材の自由に十分に配慮する」「取材行為が著しく不当な方法と認められない限りは罰しないものとする」と法案に明記、(2)特定秘密に指定する基準が妥当か検証する有識者会議設置を盛り込む、(3)情報公開制度に関する有識者会議の設置(4)閣議や閣僚懇談会の議事録作成を義務付ける公文書管理法の改正—を求めていました。16日までの協議で、首相官邸側は(2)や(4)についても柔軟に対応することを確認しました。

「知る権利」「取材の自由」が明記されても、『特定秘密』に指定されてしまえば・・

予想していた通りの公明党、そして自民党の対応です。しかし、法案に「知る権利」「取材の自由」が明記されたとしても、秘密保護法で「特定秘密」に指定されてしまうと、その情報は公開されません。現在よりも私たちから情報を遠ざけ、そればかりか、その情報を知ろうとすること自体が処罰されるかもしれない、というプレッシャーを誰もが負うことになります。このように、「取材の自由」や「知る権利」に対するデメリットは、実際に処罰されるかどうかに関わらず発生するのです。つまり、法律が成立すれば、そうした萎縮効果も含めて、「知る権利」に対する悪影響は必ずあるということです。

秘密保護法はそもそも、憲法で保障されている『知る権利』を制限する法律です。ですから、そうなるのは当然です。本当に知る権利を侵害しないようにするには、秘密保護法を制定しないことです。

安保法制懇「4類型」以外の事例議論、全面解禁へ地ならし

16日、安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)が開かれました。現行の憲法解釈や法制度で対応できない五つのケースの新たな議論を行い、こうしたケースにも対応できるよう憲法9条の解釈を変更し、集団的自衛権の行使を可能にする必要があるとの認識でおおむね一致したとしています。

これまで安保法制懇は、**資料1**のような米艦への攻撃に応戦できるようにするなどの「4類型」について集団的自衛権の行使容認などで可能にすべきと提言を出しています。今回、これ以外の5つのケースについて、自衛隊がかかわることができるか議論しました。このうち、憲法解釈にかかわるとしているのは、**資料2**の4事例と新聞等が報道しています。

このように憲法解釈の変更によって、集団的自衛権の行使容認などで可能とすべき事例を増やしていき、何でもできるようにするための全面解禁への地ならしです。

|資料 1|| 前回検討された「4 類型」。 集団的自衛権の行使容認などで可能にすべきと提言

- ① 共同訓練などで公海上において、我が国自衛隊の艦船が米軍の艦船と近くで行動している場合に、 米軍の艦船が攻撃されても我が国自衛隊の艦船は何もできないという状況が生じてよいのか。
- ② 同盟国である米国が弾道ミサイルによって甚大な被害を被るようなことがあれば、我が国自身の 防衛に深刻な影響を及ぼすことも間違いない。それにもかかわらず、技術的な問題は別として、仮に 米国に向かうかもしれない弾道ミサイルをレーダーで捕捉した場合でも、我が国は迎撃できないとい う状況が生じてよいのか。
- ③ 国際的な平和活動における武器使用の問題である。例えば、同じPKO等の活動に従事している他 国の部隊又は隊員が攻撃を受けている場合に、その部隊又は隊員を救援するため、その場所まで駆け 付けて、要すれば武器を使用して仲間を助けることは当然可能とされている。我が国の要員だけそれ はできないという状況が生じてよいのか。
- ④ 同じPKO等に参加している他国の活動を支援するためのいわゆる「後方支援」の問題がある。補 給、輸送、医療等、それ自体は武力の行使に当たらない活動については、「武力の行使と一体化」し ないという条件が課されてきた。このような「後方支援」のあり方についてもこれまでどおりでよい のか。

資料2 今回の検討で憲法解釈にかかわるとしている4事例

- ① 日本近隣で武力攻撃した国に武器を供給するために航行している外国船舶への立ち入り検査や、米 国への攻撃の排除をできるか。
- ② 米国を攻撃した国に武器を提供した外国船舶への検査が可能か。
- ③ 日本の民間船舶が航行する外国の海域で機雷除去ができるか。
- ④ 国連安保理決議に基づいて外国籍軍が組織された場合に参加できるか。

//各地・団体のとりくみ//

近畿の皆さん、参加しませんか!

9条の会・尼崎ネットワーク8周年記念講演会

★日時:10月26日(土)14時~

★場所:尼崎市立労働福祉会館大ホール

★講演:小森陽一さん(東大教授・9条の会事務局長)

『憲法を変えて、どこへいくのか ~改憲の動きと私たちの課題~』

★資料代: ¥500 (連) 06-6481-6854

第8回平和と文化のつどい

☆日時:11月10日(日)14時~

☆主催:(東播) 二市二町「9条の会」実行委員会

☆後援:神戸新聞社・サンテレビ・BAN-BAN ネットワークス・加古川市・

高砂市・稲美町・播磨町・二市二町各教育委員会

☆場所:いなみコスモホール

☆記念講演:内橋克人さん(経済評論家) 『今 憲法が危ない』

☆参加協力前売券: ¥1000 (障がい者・高校生以下無料)(連 FAX) 079-426-9193

北播磨 阪神北 神戸 480 東播磨

但馬

中播磨

憲法改悪ストップ!世界の宝、9条を守りいかそう!

11・13 署名提出院内集会&議員要請

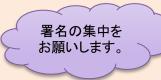
- ◆11 月 13 日(水)14:00~15:30 ◆衆議院第 1 議員会館 多目的ホール
- ◆ミニ学習会 講師 清水雅彦さん(日本体育大学准教授・憲法学)
- ◆主催:憲法改悪反対共同センター

「改憲ノー、9条を守れ」の声を大きく広げましょう。

署名を持ち寄り、国会に積み上げましょう。議員要請に取り組み、私たちの「改憲ノー」の声を議員に伝えましょう。

お知らせ

阪神南



憲法を学び、生かし、平和な日本と世界を!